

六条モール (No.1006)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月5日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社ハローズ 住所 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号 名称 NTT・TCリース株式会社 住所 東京都港区港南一丁目2番70号
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 六条モール 所在地 高松市六条町42番1 外26筆
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 店舗面積の合計 【変更前】 3,991 m ² 【変更後】 2,734 m ² 2 大規模小売店舗の施設の運用方法に関する事項 (1) 駐輪場の位置及び収容台数 【変更前】 駐輪場① 収容台数 133台 位置 図面3-1 駐輪場② 収容台数 17台 位置 図面3-1 【変更後】 駐輪場① 収容台数 100台 位置 図面3-2 駐輪場② 収容台数 11台 位置 図面3-2 (2) 廃棄物等保管施設の位置及び容量 【変更前】 保管施設① 容量 40.70 m ³ 位置 図面3-1 保管施設② 容量 18.00 m ³ 位置 図面3-1 保管施設③ 容量 5.70 m ³ 位置 図面3-1 【変更後】 保管施設① 容量 40.70 m ³ 位置 図面3-2 保管施設② 容量 5.70 m ³ 位置 図面3-2 保管施設③ 容量 5.40 m ³ 位置 図面3-2 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 【変更前】 駐車場① 時間帯 24時間 駐車場② 時間帯 6:00~22:00 (図面3-1) 【変更後】 駐車場① 時間帯 24時間 駐車場② 時間帯 24時間 (図面3-2) (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 【変更前】 駐車場①② 出入口の数 4箇所 (出入口①~④、図面3-1) 【変更前】 駐車場①② 出入口の数 5箇所 (出入口①~⑤、図面3-2)
変更する年月日	1 令和3年6月23日 2 令和3年2月23日 3 令和3年6月23日

変更する理由	県道太田上町志度線の供用開始に伴う敷地形状変更のため。
--------	-----------------------------

2 届出年月日 令和3年6月22日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和3年7月5日から令和3年11月5日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和3年11月5日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ